

農業所得収支計算説明会を開催

～農業所得の計算は収支計算で～

収入や必要経費の計上方法な
おわかりにならない点
があるときは

自分の経営状態の把握ができるとともに、損失が出た年には、その損失を給与などの他の所得から差し引いて計算することができます。

収支計算をすると

農業所得に関する、伝票（出荷伝票）や領収書を保存し、集計することが必要です。伝票などの紛失や、集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記帳することをお勧めします。

また、税務署・市町村には、月々の収入金額や必要経費を記録する用紙を備え付けてありますので、ぜひご利用ください。



◆問い合わせ先

- ・土浦税務署個人課税第一部門
☎ 029-822-1100
- ・市伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111（内線1136、1137）

※主なものを記載しましたが、農業経営記録などを帳簿に整理してある方は、その帳簿を持参いただき、右記のものは必要ありません。

収支計算をするには

例年以上の申告相談時の混雑が予想されますので、お手数ですが、収支内訳書などの作成準備をお願いするとともに、申告当日には、完成した収支内訳書などにより申告いただきますようお願いします。

農業所得のある方は、平成18年分（平成19年2月申告）から、すべての方が収支計算による申告になります。今まで、税務署と市町村で提供していた経費の目安が廃止となり、今後の所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算（収支計算）することになります。

農業に関する、伝票（出荷伝票）や領収書を保存し、集計することが必要です。伝票などの紛失や、集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記帳することをお勧めします。

また、税務署・市町村には、月々の収入金額や必要経費を記録する用紙を備え付けてあります。

なお、説明会を聞きながら、収支内訳書などを作成するともできますので、その際には、必要書類の不足がないようにお越し下さい。

期日	時間	対象地区	会場
12月1日(金)	午前の部(午前9時30分～)	福岡・十和	谷和原公民館
	午後の部(午後2時～)	谷原・小絹	
12月5日(火)	午前の部(午前9時30分～)	小張・豊・谷井田	市役所伊奈庁舎 2階第1・2会議室
	午後の部(午後2時～)	三島・東・板橋	

お持ちいただくもの

★筆記用具および電卓

○収入金額に関するもの

・農産物の販売金額のわかるもの

・農協などからの米代金精算通知書、預金通帳、領収書（控）など

○農業に関する雑収入金額（補助金や作業受託料など）

・農産物に関する各種施策に基づいて受け取った収入金明細書、振込みのあつた預金通帳、領収書（控）など

○必要経費に関するもの

・肥料代、農業代など農業に関する必要経費で、支払った金額のわかるもの

○租税公課の金額がわかるもの

・役所から送付された固定資産税の土地・家屋課税明細書、自動車税納付書など

○償還表など

・利子割引料の金額がわかるもの

○自動車税納付書など